

高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱の改正概要

1. 耐震改修費補助事業の補助対象事業の着手期限の延長

■改正内容

耐震対策緊急促進事業制度要綱の改正に伴い、耐震改修費補助事業の補助対象事業について平成 28 年 3 月 31 日までに耐震改修設計費補助事業に着手する事業とする。

■改正箇所

本文第3条

2. 補助対象限度額の見直しについて

■改正内容

要安全確認計画記載建築物(県指定緊急輸送道路等沿道)及び要安全確認計画記載建築物(市町村指定緊急輸送道路等沿道)の耐震診断費補助事業の補助対象限度額に表 3(平成 25 年 10 月 29 日国土交通省告示第 1060 号に定められる額)を追加する。

■改正箇所

別表第 1

3. その他(用語の整理)

■改正内容

別表第1の耐震改修費補助事業の補助対象限度額の記載について、「①にかかわらず」を削除し、「①に加算」とする。

■改正箇所

別表第 1